

佐賀県東部工業用水道規程第7号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（年次休暇）</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（配偶者出産時育児休暇）</p> <p>第10条の2の2 配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、<u>当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）</u>を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、5日を超えない範囲内において配偶者出産時育児休暇を与えることができる。</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第11条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次に掲げる者であつて負傷、疾病又は老齢により2週間以上</p>	<p>（年次休暇）</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員の年次休暇については、別に定める。</u></p> <p>（配偶者出産時育児休暇）</p> <p>第10条の2の2 配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、<u>次の各号に掲げる子（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項に規定する子をいう。第11条第6号を除き、以下同じ。）</u>を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、5日を超えない範囲内において配偶者出産時育児休暇を与えることができる。</p> <p><u>(1) 当該出産に係る子</u></p> <p><u>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）</u></p> <p>（特別休暇）</p> <p>第11条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次に掲げる者<u>（ウに掲げる者にあつては、職員と同居してい</u></p>

改正前	改正後
<p>の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者に必要な世話をを行う場合は、一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 次に掲げる者であって職員と同居しているもの</u></p> <p><u>(ア) 祖父母、兄弟姉妹及び孫</u></p> <p><u>(イ) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの</u></p> <p>(7)～(10) 略 (介護休暇)</p> <p>第12条の2 <u>職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、介護休暇を与えることができる。</u></p> <p>2 <u>介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>	<p><u>る者に限る。）であって負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者に必要な世話をを行う場合は、一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</u></p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 祖父母、兄弟姉妹及び孫</u></p> <p><u>ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で別に定めるもの</u></p> <p>(7)～(10) 略 (介護休暇)</p> <p>第12条の2 <u>要介護者の介護をするため職員が介護休暇を請求した場合は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる期間の介護休暇を与えることができる。</u></p> <p>2 <u>介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>3 <u>介護休暇については、佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号）第17条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p>	<p><u>（介護部分休暇）</u></p> <p><u>第12条の3 要介護者の介護をするため職員が介護部分休暇を請求した場合は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる時間の介護部分休暇を与えることができる。</u></p> <p><u>2 介護部分休暇の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p>

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。